

〈はまぎん〉データ伝送サービス利用規定

〔2023年8月21日改定〕

第1章 総 則 [共通事項]

第1節 サービスの内容、取り扱い等

第1条【サービスの定義】

「〈はまぎん〉データ伝送サービス」(以下「本サービス」といいます)は、電話回線・インターネット回線等の通信回線を使って企業またはその他の事業者(以下「契約者」といいます)が占有するパソコン、ホストコンピュータまたはエレクトロニックバンキングサービス専用端末機(以下「パソコン等」といいます)を、株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)のコンピュータに直接、またはVALUX(バリュックス)センタ等、銀行外部のセンター(以下「外部センター」といいます)経由で間接的につなぎ、データ伝送による方法を利用して振込依頼明細・預金口座振替請求明細などの処理依頼明細データ(以下「依頼明細」といいます)や依頼明細に添付した企業間の商取引に関する情報(以下「金融EDI情報」といいます)を当行に送ったり、振込入金や入出金取引明細などの通知対象預金取引明細データ(以下「通知明細」といいます)や通知明細に添付された金融EDI情報を当行から受け取ったりするサービス(以下総称して「受託業務」といいます)をいいます。

利用にあたっては、通信手順として、契約者は全国銀行協会が制定した「全銀協標準通信プロトコル」または株式会社NTTデータが提供するVALUXサービスによる「全銀ファイル伝送(VALUX)」を使用することとします。

第2条【サービスの種類】

本サービスによる受託業務には、データ伝送受付サービス(以下「受付サービス」といいます)とデータ伝送通知サービス(以下「通知サービス」といいます)の2種類があり、その内容は次のとおりです。

(1) 受付サービス

契約者が占有するパソコン等から当行のコンピュータに直接または外部センター経由で間接的に送信してデータ伝送により依頼明細の処理を依頼するサービスをいい、依頼明細の種類は次のとおりとします。

- ① 給与(賞与)振込明細
- ② 総合振込明細
- ③ 地方税納付明細
- ④ 預金口座振替請求明細
- ⑤ 外国送金明細
- ⑥ その他当行が取り扱いを認めた依頼明細

(2) 通知サービス

契約者が占有するパソコン等から当行のコンピュータに直接または外部センター経由で間接的に接続してデータ伝送により通知明細を受け取るサービスをいい、通知明細の種類は次のとおりとします。

- ① 入出金取引明細
- ② 振込入金明細
- ③ 預金残高
- ④ 預金口座振替結果明細

- ⑤ その他当行が取り扱いを認めた通知明細

第3条【サービスの利用開始・変更方法】

契約者が本サービスを利用開始または変更する場合は、第2条に定めるそれぞれのサービスにつき利用申し込みまたは変更に必要な当行所定の書類等(以下「利用申込書等」といいます)に必要な事項を記入、記名のうえ、所定の届出印を押印して当行に提出してください。

第4条【サービスの解約】

(1) 当事者の都合による解約

本サービスは、契約者または当行(契約者と当行を合わせて以下「当事者」といいます)の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面(以下「解約届」といいます)によることとします。

(2) 書面による通知

前項の通知を当行が書面により行なう場合において、当行が当該通知を契約者届け出の住所あてに発信した場合、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 即時解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じたことを当行が知ったときは、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に本サービスを解約できます。

- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始・会社更生手続開始、もしくは特別清算開始、その他これらに類する法的整理手続の開始の申立があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
- ⑤ 契約者が第6条、第7条に定める手数料を支払わないとき
- ⑥ 1年以上の期間にわたり本サービスの利用がないとき
- ⑦ 契約者が本規定および第18条に定める特約規定(以下総称して「本規定等」といいます)の各条項に違反したと当行が認めたとき

第5条【サービスの一時中止または解約】

当行は、契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認めた場合、契約者に通知することなく本サービスの利用を一時中止または解約することがあります。

第2節 手数料

第6条【手数料の種類】

本サービスの利用にあたって契約者が当行に支払う手数料(以下「本手数料」といいます)の種類、金額は、当行所定の「エレクトロニックバンキングサービス手数料一覧表」(以下「手数料一覧表」といいます)に記載されたとおりとします。

第7条【手数料の支払方法】

本手数料の支払方法は、本規定等に別途定めがない限り契約者が別途当行に提出する当行所定の「エレクトロニックバンキングサービス手数料引落指定口座届」に記載のとおりとします。

第3節 接続条件等

第8条【データ伝送接続条件】

本サービスに関するハードウェア、ソフトウェア等の各種接続上の諸条件は、当行所定のとおりとします。

第9条【データの仕様】

依頼明細データおよび通知明細データの仕様は、全国銀行協会における取り決めに準拠して当行所定のとおりとします。

第10条【データ伝送相手先の確認】

当行は、契約者からのデータ伝送により受信した制御電文内に表示されたパスワードと、「くはまぎん」データ伝送サービス利用申込書兼接続条件書（以下「データ伝送利用申込書」といいます）に記載されたパスワードとの一致を確認のうえ受託業務を行ないます。なお、当行がパスワードの一致を確認のうえ受託業務を行なった場合は、パスワードの盗用その他の事故があってもそのために契約者に生じた損害について当行は賠償責任を負いません。

第4節 その他の共通事項

第11条【利用可能日・利用可能時間】

本サービスの利用可能日〔依頼明細データを伝送する日および振込（取組・振替・納付・送金）指定日（以下「処理指定日」といいます）〕、利用可能時間は、いずれも当行ホームページに記載のとおりとします。また、処理指定日は契約者が依頼明細データを当行に伝送する際、指定することとします。

第12条【連絡先部署・担当者の届け出】

受託業務を円滑に遂行するため、契約者および当行は連絡先部署および担当者等をデータ伝送利用申込書等に記載し届け出ることとします。

第13条【取りまとめ店】

契約者は、当行の国内営業店の中から次のすべての業務を担う営業店（以下「取りまとめ店」といいます）を指定し、本規定第3条の定めに基づき契約者が当行に提出するデータ伝送利用申込書により事前に届けることとします。

取りまとめ店は、特に当行が認めた場合を除き、1契約者につき1か店とします。

- ① 依頼明細の発信営業店となる。
- ② 振込資金、預金口座振替資金の決済を行なう。
- ③ 本サービスにかかる各種手数料の決済を行なう。
- ④ 利用申込書等および解約届等の本サービスにかかる各種帳票類の受け渡し窓口となる。
- ⑤ その他本サービスに関して契約者と当行の窓口となる。

第14条【機密の保持】

契約者は、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）にともなって知り得た相手方の情報（金融E D I情報を含む）については、本規定等に定める場合を除き第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。

第15条【免責】

当行は、本サービスの取り扱いにおいて、天災・事変・内乱・騒乱等の不可抗力、または当行の責によらない通信機器・回線・パソコン等の障害等、当行の責に帰することのできない事由により契約者に生じた損害についてはその賠償責任を負いません。

第16条【届出事項の変更】

契約者は、「パスワード」「暗証番号」「指定口座」等のデータ伝送利用申込書に記載された事項、または「住所」「会社名」「電話番号」等の当行あて届出事項に変更があった場合は、ただちに当行所定の書面により届けることとします。この届け出前に生じた契約者の損害について、当行は賠償責任を負いません。

第17条【本規定等の効力】

本規定等に基づく本サービスの利用申し込み以前に、本サービスの利用に関して契約者が当行と締結または提出した契約書または覚書、利用申込書等があり、その内容が本規定等の各条項に抵触する場合は、本規定等の承認をもって変更されたものとみなします。

第18条【特約規定の適用】

次のサービスについては本規定のほか当行が別途定める次の規定（以下「特約規定」といいます）を適用します。

① 海外送金受付サービス	<はまぎん>海外送金受付サービス利用規定
② EDI 情報サービス	<はまぎん>EDI 情報サービス利用規定
③ MultiBank-Web[データ伝送]	<はまぎん>マルチバンクウェブ[データ伝送]利用規定

第19条【本規定等の変更】

本規定等に変更の必要がある場合は次により取り扱います。

- (1) 本規定等を変更する場合は、変更する日の1か月前の応当日までに当行ホームページに「変更する旨」と変更後の規定を掲載します。なお、書面による変更後の本規定等が必要な場合、契約者は当行本支店あてに請求することとします。
- (2) 本規定等の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。

第20条【権利義務の譲渡禁止】

契約者は、本契約に関するいっさいの権利義務を、当行の承諾なく第三者に譲渡することはできません。

第21条【利用期間】

本サービスの利用期間は、利用申し込みの日から1年間とします。ただし、期間満了までに当事者が別段の意思表示を行わない場合は、期間満了日の翌日から起算してさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第22条【管轄裁判所】

本規定等に基づく契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

第23条【協議事項等】

- (1) 本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。
- (2) 本サービスの利用に関し当事者間で問題が生じた場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決することとします。

第2章 データ伝送受付サービス

第1節 共通事項

第24条【伝送意思確認】

(1) 当行が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認する方法は次のいずれかとし、データ伝送サービス利用申込書の「サービス種類」欄の伝送意思確認方法で照合データ方式を選択した場合は①の方法、FAX意思確認システムを選択した場合は②の方法、書面方式を選択した場合は③の方法により取り扱うこととします。

① 照合データ方式

契約者は、依頼明細を伝送する都度、契約者自らがパソコン等にて照合データを送信することによる確認作業をおこなうものとします。

② FAX意思確認システム

契約者は、依頼明細を伝送する都度、「『FAX意思確認システム』用のファクシミリ回線番号、暗証番号欄」に記載のファクシミリあてに当行から送信される「依頼確認書」(以下「伝送受付書」といいます)を確認し、速やかに「別途契約者に通知する当行の連絡先」あてに当行所定の方法により承認または取消の意思を伝達する。

③ 書面方式

契約者は、依頼明細を伝送する都度、当行所定の「オンラインデータ伝送振込(引落)等依頼票」に所定事項を記入し届出印を押印のうえ、本規定別紙1「〈はまぎん〉データ伝送サービス接続条件書」に記載の「当行の連絡先」あてに、当行所定の方法により依頼明細の件数・金額その他必要事項を通知する。

(2) 本条第1項に基づく意思確認の完了後は、契約者は伝送した依頼明細の内容変更または取消(一部取消を含む)ができません。

第25条【依頼明細のデータ受付時限】

(1) 当行が契約者から受け付ける依頼明細の種類は、データ伝送利用申込書に記載のとおりとし、契約者は当行所定の時刻までにデータ伝送を完了させることとします。なお、依頼明細の種類が「給与(賞与)振込明細」「総合振込明細」の場合は、伝送意思確認方法によりデータ受付時限が異なります。

(2) 依頼明細の受付開始日は、当行所定の日からとします。

(3) 依頼明細の伝送後は、契約者はその内容を変更しないこととします。

第26条【資金・手数料の決済方法】

受付サービスの利用にあたって、契約者・当行間の資金・手数料決済方法は次のとおりとします。

① 依頼明細の種類が「給与(賞与)振込明細」「総合振込明細」「地方税納付明細」のとき

振込(納付)資金、振込(納付)手数料は、当行の普通預金規定または当座勘定規定の定めにかかわらず、普通預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落指定口座から自動的に引き落とします。その決済方法は、当行所定の方法によります。

② 依頼明細の種類が「預金口座振替請求明細」のとき

預金口座振替により回収した資金の入金口座(以下「預金口座振替資金入金指定口座」といいます)は、契約者がデータ伝送利用申込書により指定した取りまとめ店における契約者名義の普通預金または当座預金もしくは当行が認めたその他の決済性預金とし、預金口座振替手数料は預金口座振替回収資金を預金口座振替資金入金指定口座に入金する際差し引くこととします。

- ③ 依頼明細の種類が「外国送金明細」のとき
送金資金、送金手数料等の決済方法は、当行所定の方法によります。

第27条【依頼明細の瑕疵等】

- (1) 当行が受け付けた依頼明細に瑕疵がある場合は、契約者と当行との間で協議のうえ契約者はデータを修正して再度伝送処理を行なうこととします。
- (2) 前項に該当するデータの瑕疵があった場合、または第24条に定める伝送意思確認が遅延したため当行の依頼明細や金融E D I情報の処理が遅延し、そのために当行が受託業務を行なえなかった、または遅延したことによる契約者の損害について、当行はその賠償責任を負いません。
- (3) 前条に定める振込資金・納付資金の決済ができなかった場合、その原因が当行の責による場合を除き、一連の受託業務の依頼はなかったものとみなします。

第28条【依頼明細の廃棄】

- (1) 次に該当する場合、当行が契約者から受信した依頼明細を当行の判断により契約者に通知することなく廃棄することとし、この場合に契約者に生じた損害について当行は賠償責任を負いません。
- ① 第9条に定める「データの仕様」によらない依頼明細を伝送したとき
- ② 第11条に定める「利用可能日」以外の日を指定した依頼明細を伝送したとき、または「利用可能時間」以外の時間に依頼明細を伝送したとき
- ③ 第25条に定める依頼明細の受付時限経過後に契約者が依頼明細を伝送したとき。または、受付時限までにデータ伝送が完了しなかったとき
- ④ 第24条第1項第2号の方法(F A X意思確認システム)により伝送意思の確認を行なう場合において、第25条に定める依頼明細送信日の受付時限の当日にデータ伝送する場合は受付時限の30分後までに、受付時限の前営業日までにデータ伝送する場合は送信日の午後8時までに、契約者が当行所定の方法で承認の意思の伝達を行なわないとき
- ⑤ 第24条第1項第3号の方法(書面方式)により伝送意思の確認を行なう場合において、第25条に定める依頼明細の受付時限までに「オンラインデータ伝送振込(引落)等依頼票」による必要事項の通知を行なわないとき
- ⑥ 契約者から当行が依頼明細を受け付けた後、当行所定の時限を経過しても第24条に定める伝送意思の確認がなされないとき
- (2) 依頼明細の種類が「給与(賞与)振込明細」「総合振込明細」「地方税納付明細」「外国送金明細」の場合で、第26条第1号または第3号に定める振込(納付・送金)資金の決済時刻において、データ伝送利用申込書または「預金口座振替依頼書[E Bデータ伝送振込資金等決済用]」(以下「預金口座振替依頼書」といいます)で指定した振込(納付・送金)資金支払指定口座の支払可能残高が、「振込(納付・送金)資金」または「振込(納付・送金)資金と振込(納付・送金)手数料の合計額」に満たない場合も、前項の定めにより取り扱います。ただし、依頼明細の種類が「給与(賞与)振込明細」「総合振込明細」の場合で、当行が取扱可能と判断した場合はデータの処理を行なう場合があります。

第29条【機器または通信回線の障害等】

通信機器、通信回線またはパソコン等の障害により所定の受付時限までに依頼明細の受付および伝送意思の確認手続きが完了しない場合、契約者と当行とで協議のうえ振込(送金・引落)指定日の変更等適切な措置を講ずることとします。

第30条【受託業務の処理中止】

第4条または第5条の定めにより本サービスの取り扱いを一時中止または解約した場合、その時点

で当行が受付済みの依頼明細については、当行はこれを処理しません。

第2節 給与振込に関する事項

第31条【受託業務の内容、適用する規定】

契約者が契約者の役員ならびに従業員(以下総称して「受給者」といいます)に対する報酬・給与・賞与(以下総称して「給与」といいます)の預金口座振込(以下「給与振込」といいます)事務を当行に委託し、当行がこれを受託するにあたっては、第1章各節、本章第1節のほか、本節および本章第4節各条の定めによることとします。

第32条【仕向先金融機関】

受給者が、給与の振込を指定できる金融機関・取扱店は、当行ならびに「全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関」の国内本支店(以下「仕向先金融機関(給与振込)」)といえます)とします。

第33条【振込指定口座】

受給者が給与の振込を指定できる預金口座は、受給者本人名義の普通預金または当座預金もしくは当行および仕向先金融機関が認めたその他の決済性預金とします。

第34条【取扱方法】

- (1) 契約者は、当行が受託業務を行なうのに必要な振込明細を記録した依頼明細を、第25条に定める依頼明細の受付時限までに当行のセンターあてにデータ伝送の方法により送信してください。
- (2) 当行は、第1項の依頼明細に基づき振込指定日に受給者の指定預金口座へ入金されるよう振込手続きを行いません。

第3節 総合振込に関する事項

第35条【受託業務の内容、適用する規定】

契約者が契約者の取引先(以下「支払い先」といいます)に対する支払い金の預金口座振込(以下「総合振込」といいます)事務を当行に委託し、当行がこれを受託する場合は第1章各節、本章第1節のほか、本節および本章第4節各条の定めによることとします。

第36条【取扱店】

支払い先が支払い金の振込を指定する取扱店は、当行ならびに「全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関」および「当行が為替契約を結んでいる金融機関」の国内本支店(以下「仕向先金融機関(総合振込)」)といえます)とします。

第37条【振込指定口座】

支払い先が支払資金の振込を指定できる預金口座は、支払い先名義の普通預金、貯蓄預金または当座預金もしくは当行および仕向先金融機関(総合振込)が認めたその他の決済性預金とします。

第38条【取扱方法】

- (1) 契約者は、当行が受託業務を行なうのに必要な振込明細を記録した依頼明細を、第25条に定める依頼明細の受付時限までに当行のセンターあてにデータ伝送の方法により送信してください。
- (2) 当行は、第1項の依頼明細に基づき取組指定日に振込手続きを行いません。

第39条【振込指定方式】

振込指定方式は、「電信扱い」に限定します。

第4節 給与振込・総合振込の両方に関する事項

第40条【振込資金・振込手数料の決済日・決済方法等】

受託業務にかかる振込資金および振込手数料(以下「振込資金等」といいます)の決済日時・決済方法等は、第26条に定めるとおりとします。

第41条【入金通知】

給与振込の場合、当行は受給者に対し給与の入金通知を行いません。また総合振込の場合、支払い先に対する入金通知はそれぞれ仕向先金融機関(総合振込)所定の方法によることとします。

第42条【支払開始時期】

受給者に対する給与振込の支払開始時期は、仕向先金融機関(給与振込)が当行の国内本支店の場合は振込指定日の午前9時、仕向先金融機関(給与振込)が全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関の国内本支店の場合は振込指定日の午前10時とします。また、総合振込の場合は振込金が支払い先の振込指定口座に入金されたときとします。

第43条【<はまぎん>振込規定の準用】

本規定等に定めのない事項については、当行が制定した「<はまぎん>振込規定」を準用することとします。

第5節 地方税納付に関する事項

第44条【受託業務の内容、適用する規定】

契約者が、「契約者が特別徴収義務者として契約者の給与受給者等から徴収し、市区町村に納付する個人住民税」(以下「住民税」といいます)の納付事務の取り扱いを当行に委託し、当行がこれを受託する場合は第1章各節、本章第1節のほか、本節各条の定めによることとします。

第45条【取扱方法】

- (1) 契約者は、当行が受託業務を行なうのに必要な納付明細を記録した依頼明細を、第25条に定める依頼明細の受付時限までに当行のセンターあてにデータ伝送の方法により送信してください。
- (2) 当行は、契約者から伝送を受けた納付明細の内容に基づき、納付指定日(毎月10日、当日が銀行休業日の場合は翌営業日)に住民税の納付処理を行いません。
- (3) 当行は、納付処理結果を記載した地方税納付明細表および該当の領収証書(以下これらを「納付明細表等」といいます)を、納付指定日の翌営業日以降契約者へ引き渡します。

第46条【納付資金・納付手数料の決済日・決済方法等】

受託業務にかかる納付資金および納付手数料の決済日時・決済方法等は、第26条に定めるとおりとします。

第6節 預金口座振替請求に関する事項

第47条【受託業務の内容、適用する規定】

契約者が預金口座振替による収納事務の取り扱いを当行に委託し、当行がこれを受託する場合は第1章各節、本章第1節のほか、本節各条の定めによることとします。

なお、収納金の種類・内容については、データ伝送利用申込書により届け出ることとします。

第48条【取扱店】

契約者の取引先(契約者に対し代金・料金等の対価を支払う債務者、以下「支払人(当行の預金者)」)といいますが代金・料金等の対価(以下「収納金」といいます)の支払い(引き落とし)を指定する取扱店は、当行の国内本支店(以下「預金店」といいます)とします。

第49条【預金口座振替依頼書の受付】

- (1) 契約者は、支払人(当行の預金者)から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書(以下「依頼書」といいます)および預金口座振替申込書(以下「申込書」といいます)の提出を受け、依頼書と申込書の両方を当行の自動支払センターへ送付してください。なお、依頼書で指定できる収納金の引落指定口座(以下「引落指定口座」といいます)は支払人(当行の預金者)名義の普通預金または当座預金もしくは当行が認めたその他の決済性預金とします。
- (2) 預金店が預金口座振替の依頼を承諾したときは、申込書の所定欄に受付印を押印のうえ、取りまとめ店を経由して契約者に返戻します。なお、依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは、これを受理せずに申込書とともに取りまとめ店を経由して契約者に返戻します。

第50条【振替日】

- (1) 収納金の引落指定口座からの引落日(以下「振替日」といいます)は、データ伝送利用申込書により契約者が当行に届け出ることとします。
- (2) 振替日を変更するときは、契約者が支払人(当行の預金者)に周知徹底をはかることとし、当行は特別な通知等を行いません。

第51条【口座振替の請求方法】

契約者は、次の各号により口座振替の請求を行なうこととします。

① 請求明細の送信

契約者は、第49条により当行の承諾を受けた申込書に基づき、支払人(当行の預金者)あての請求明細を記録した依頼明細を第25条に定める依頼明細の受付時限までに当行のセンターあてにデータ伝送の方法により送信してください。

② 引落処理

当行は、前号に定める依頼明細に記録された口座番号等により引落指定口座からの引落処理を行いません。

③ 依頼明細の瑕疵

依頼明細に瑕疵(たとえば、件数・金額相違)がある場合、当行は契約者に通知しますので、契約者は依頼明細を修正して再度すみやかに当行に送信してください。この場合の送信時限も第25条に定めるとおりとします。

④ 振替結果コード

当行は、振替処理にあたっては、振替結果コード欄に振替済み分については「0」を、振替不能分については次の区分コードを記録します。

振替不能理由	コード
資金不足	1
取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
その他	9

⑤ 振替処理の確認

当行は、引落処理終了後、振替済み分と振替不能分につきそれぞれの合計件数、合計金額を依頼明細に記録するものとし、契約者はその記録により振替処理が行なわれたことを確認してください。

第52条【口座への入金】

当行は、振替日の3営業日後までに振替資金を取りまとめ店における預金口座振替資金入金指定口座に入金します。

第53条【預金者への通知・督促・領収書の作成】

当行は、本件の取り扱いに関して支払人(当行の預金者)に対する引き落とし済みの通知、入金督促および領収書の作成・送付は行ないません。領収書の交付が必要な場合は契約者において行なってください。

第54条【引き落とし不能分の再請求】

契約者は、振替不能分について再度預金口座振替により請求するときは次回の振替請求の際に行なってください。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、当行はその引き落としについて優先順位をつけません。

第55条【振替処理結果の伝送】

当行は、当行所定の日に振替処理結果を取りまとめるので、契約者は「通知サービス」による方法により取得してください。

第56条【移行措置】

受付サービスによる預金口座振替の実施に先立って、契約者は引落指定口座につき、次の事項を整備してください。

- ① 銀行コード・支店番号
- ② 預金科目・口座番号

第57条【解約変更通知】

当行は、支払人(当行の預金者)からの申し出または当行の都合により、当該支払人(当行の預金者)との預金口座振替契約を解約または変更したときは、契約者にその旨を通知します。ただし、支払人(当行の預金者)が引落指定口座を解約したときはこの限りではありません。

第3章 データ伝送通知サービス

第58条【適用する規定】

契約者が通知サービスを利用する場合は、第1章各節のほか本章の定めによることとします。

第59条【通知対象口座・通知日時】

契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座および通知日時等の必要項目は、契約者が当行に提出するデータ伝送利用申込書および〈はまぎん〉データ伝送通知サービス通知対象口座届に記載のとおりとします。ただし取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。

第60条【データの瑕疵】

当行が契約者へ通知したデータに瑕疵がある場合は、契約者と当行とで協議のうえ適切な措置を講じることとします。

以上

〈はまぎん〉海外送金受付サービス利用規定〔特約規定〕

〔平成22年10月改定〕

第1条【規定の適用対象】

「〈はまぎん〉海外送金受付サービス」(以下「本サービス」といいます)を利用する「〈はまぎん〉データ伝送サービス(パソコンサービス)」の契約者には、「〈はまぎん〉データ伝送サービス利用規定」(以下「基本規定」といいます)に加えて本特約規定も適用されることとします。

第2条【サービスの内容】

本サービスでは、契約者は取りまとめ店を取引店として、次の外国送金業務を利用することができます。

- ① 「契約者の指定する受取人が口座を有している支払銀行の受取人口座」に資金を入金する業務。
- ② 当行が支払銀行に対して、「契約者が指定する受取人に送金の到着」を通知せしめ、支払いを行なわせる業務。

第3条【基本規定の適用条項】

本サービスの利用にあたり適用される基本規定の条項は、「第1章『総則[共通事項]』の全節」「第2章『データ伝送受付サービス』の第1節:共通事項」とします。

第4条【伝送意思確認】

(1) 伝送意思確認方法

契約者は、外国送金明細を伝送する都度、当行所定の「オンラインデータ伝送振込(引落)等依頼票」(以下「振込引落等依頼票」といいます)に所定事項を記入し、データ伝送利用申込書または「預金口座振替依頼書兼印鑑届[パソコン海外送金受付サービス用]」により当行に届けた印鑑(以下「届出印」といいます)を押印のうえ、データ伝送利用申込書に記載の当行の連絡先あてに、当行所定の方法により通貨別件数・合計金額その他の必要事項を速やかに通知してください。

(2) 伝送意思確認ができない場合の対応

当行が送付を受けた振込引落等依頼票に届出印の押印がない場合、または振込引落等依頼票に記載された通貨別件数・合計金額と契約者が伝送したデータの通貨別件数・合計金額とが一致しない場合、当行は外国送金の取組を行いません。ただしこの場合、基本規定第28条第1項の定めに関わらず当行はその旨を適宜の方法により契約者あてに通知します。

第5条【外国送金の取組に関わる約定事項】

(1) 送金種類

本サービスにより契約者が利用できる送金種類は「電信送金」とし、「通知払い方式」に限ります。

(2) 支払銀行の明示

契約者は、外国送金の依頼にあたって支払銀行(受取人の取引銀行)とその支店名または支払銀行の住所および所在国名を明示してください。

(3) 報告書等の提出

外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示が必要な場合は、契約者の責任において送金の実行までに別途当行に提出してください。

(4) 相場

送金の取組にあたって直物相場を適用する場合は、送金実行日における当行所定の公表相場を適用します。

(5) 送金取組の取り止め

契約者が依頼した外国送金のうち、当行が取扱困難または取扱不能と判断したものがある場合は、当行は当該送金の取組を取り止めたうえ、その旨を適宜の方法により契約者あて通知します。

(6) 送金経路等の選定

本サービスによる外国送金取組のため利用する当行本支店および他行(利用する他行を以下「関係銀行」といいます)の選定ならびに送金経路の選定について、契約者は当行に一任することとします。

(7) 受取人住所の伝達

送金の取組にあたって受取人口座番号が明示されている場合、当行は受取人住所の伝達はいたしません。

(8) 組戻の取り扱い

契約者から本サービスによる外国送金の組戻依頼があった場合、日本および当該送金に関する外国の法令または諸規則で禁止されていない限り、当行は関係銀行から取消通知および返戻金を受領し次第、直ちに返却日における当行所定の公表買取相場により換算した金額から当行および関係銀行の諸立替金および諸費用を差し引いた金額を契約者に返却します。

第6条【損害賠償】

契約者に生じた次の損害について、当行はいっさい賠償責任を負わないこととします。

- ① 関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ② 発送した書類および電信の延着または不着、ならびに電信の字崩れ脱漏、または誤謬等に起因して生じた損害
- ③ 当行および関係銀行が、その所在地の慣習に従って送金を取り扱った結果生じた損害
- ④ 日本および外国の法令または諸規則が原因で生じた損害
- ⑤ 上記のほか当行の責によらない原因により生じた損害

第7条【危険・費用負担】

本サービスによる外国送金取組における危険および費用については、すべて契約者の負担とします。

以上

〈はまぎん〉E D I 情報サービス利用規定〔特約規定〕

〔平成30年12月25日改定〕

第1章 総則〔共通事項〕

第1条【規定の適用対象】

「〈はまぎん〉E D I 情報サービス」(以下「本サービス」といいます)を利用する「〈はまぎん〉データ伝送サービス」の契約者には、「〈はまぎん〉データ伝送サービス利用規定」(以下「基本規定」といいます)に加えて本特約規定も適用されることとします。

第2条【サービスの内容】

本サービスでは、契約者は次の両方またはいずれか一方の受託業務を利用することができます。ただし、全銀E D I システムで使用する金融E D I 情報を添付した明細を送受信する場合は、本サービスを利用できません。

① データ伝送受付サービス(以下「受付サービス」といいます)

契約者が受付サービスを利用するにあたり、総合振込依頼明細データに全国銀行協会(以下「全銀協」といいます)で定めたE D I 情報を付加することが可能となるサービス。

② データ伝送通知サービス(以下「通知サービス」といいます)

契約者が通知サービスを利用するにあたり、振込入金明細通知データおよび入出金(入金)明細通知データに全銀協で定めた基準に基づくE D I 情報を付加することが可能となるサービス。ただし、全銀協の定めのない事項に関しては、当行所定の手続きによることとします。

第3条【使用可能文字】

E D I 情報としては、英数字・カタカナ(「ヲ」を除く)のほか、全銀協で定めた記号を20桁以内で使用することができます。

第2章 受付サービスに関する事項

第4条【E D I 情報の送信】

契約者が、パソコンまたはホストコンピュータ(以下「パソコン等」といいます)の操作にあたって、E D I 情報欄に文字情報を入力して当行に送信した場合に、当行はE D I 情報欄に入力された文字情報をE D I 情報として、他の為替情報とともに振込指定先に通知します。なお、E D I 情報を送信するにあたっては、契約者は事前に振込指定先に取り扱いの可否、E D I 情報の内容等を確認することとします。また、振込指定先とその取引銀行との間の契約形態によっては、当行が送信したE D I 情報が振込指定先に通知されない場合があります。

第5条【E D I 情報の内容に関する照会】

本受付サービスにより送信したE D I 情報の内容について当行は照会に応じません。なお、本受付サービスにより送信した振込を組戻する場合、および本受付サービスにより送信した振込が入金不能となった場合についても、送信したE D I 情報の内容について当行は照会に応じません。

第6条【取扱範囲】

E D I 情報は、契約者が別途当行に提出する利用申込書等に記載した、本受付サービスにかかる「委託先コード」を使用して総合振込依頼明細データを送信した場合のみ取り扱うこととします。

第7条【カナ文字「ヲ」の取り扱い】

当行に送信されたE D I 情報に「カナ文字の『ヲ』」が含まれている場合、当行は振込指定先への通知にあたって「カナ文字の『ヲ』」を「カナ文字の『オ』」に置き換えて通知します。

第3章 通知サービスに関する事項

第8条【E D I 情報の通知】

全銀協で定めた方法により、E D I 情報が付加された為替情報を当行が受信した場合は、通知サービスによりE D I 情報を通知します。

第9条【E D I 情報の照会】

本通知サービスにより当行が契約者あてに送信したE D I 情報の内容については、本通知サービスによる方法に限定し、それ以外では当行は照会に応じません。

第10条【カナ文字「ヲ」の取り扱い】

当行が受信したE D I 情報に「カナ文字の『ヲ』」が含まれている場合、当行は契約者あての通知にあたって「カナ文字の『ヲ』」を「カナ文字の『オ』」に置き換えて通知します。

以上

〈はまぎん〉マルチバンクウェブ[データ伝送]利用規定〔特約規定〕

〔平成22年10月改定〕

第1条【規定の適用対象】

〈はまぎん〉MultiBank-Webの契約者が、その内訳サービスとしてのデータ伝送サービス(〈はまぎん〉MultiBank-Webによるデータ伝送サービスを以下「マルチバンクウェブ[データ伝送]」といいます)を利用する場合、契約者には「〈はまぎん〉データ伝送サービス利用規定」(以下「基本規定」といいます)に加えて本特約規定も適用されることとします。

第2条【VALUXの利用】

マルチバンクウェブ[データ伝送]の利用にあたって、契約者は別途、株式会社NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX」を契約し、利用することとします。

第3条【データ伝送相手の確認】

当行は、基本規定第10条に定める方法に代わり、契約者から「VALUXセンタ」経由で受信した電文内のセンター確認コード、ファイルアクセスキー、ならびにパスワード(これらを総称して「パスワード等」といいます)がデータ伝送利用申込書に記載されたものと一致することを確認のうえ、受託業務をおこないます。なお、当行がパスワード等の一致を確認のうえ受託業務をおこなった場合は、パスワード等の盗用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害について当行は賠償責任を負いません。

第4条【利用可能業務の一部制限等】

マルチバンクウェブ[データ伝送]では、基本規定第2条に定める受託業務のうち、「外国送金明細」の受付サービスおよび「預金残高」の通知サービスは利用できません。

以上

<はまぎん>データ伝送サービス 接続条件書 (別紙)

(2023. 8. 21 現在)

1. 銀行の接続先回線番号

(1) 「照合データ方式」の場合

接続方式	接続手順	回線種類(回線速度)	接続先回線番号・ホスト
AnserDATAPORT方式	全銀TCP/IP手順	Connecure	10.244.252.6
		LGWAN	(pufure経由)
		通知サービス(預金残高/入出金明細/振込入金明細)	10.244.255.44
VALUX接続	全銀ファイル伝送	インターネット	ADPMW.boy.co.jp
		接続先電話(回線)番号	045-438-4605

(2) 「FAX意思確認システム」の場合

接続方式	接続手順	回線種類(回線速度)	接続先回線番号・ホスト
コンピュータ接続 パソコン接続	全銀ベーシック手順	一般公衆回線(2400bps)	045-423-8451
		ISDN回線(9600bps)	045-430-3407
	全銀TCP/IP手順	一般公衆回線(モデムによる)	045-430-3512
		ISDN回線(64Kbps)	10.2.40.10
VALUX接続	全銀ファイル伝送	インターネット	COMMW.boy.co.jp
		接続先電話(回線)番号	045-438-4605

(3) 「書面方式」の場合

接続方式	接続手順	回線種類(回線速度)	接続先回線番号・ホスト
コンピュータ接続 パソコン接続	全銀ベーシック手順	一般公衆回線(2400bps)	045-423-5432
		ISDN回線(9600bps)	045-439-1143
		ISDN回線(64Kbps)	045-430-5088
	全銀TCP/IP手順	一般公衆回線(モデムによる)	045-430-1341
ISDN回線(64Kbps)		10.2.40.10	
VALUX接続	全銀ファイル伝送	インターネット	MW.boy.co.jp
		接続先電話(回線)番号	045-438-4605

2. センター確認コード(銀行)

プロトコル種別	コンピュータ・パソコン	マルチバンクウェブ
	04520122110001	04522511110001

3. 利用業務のファイル名

受付サービス	利用業務 [バイト数]	ファイル名	通知サービス	利用業務 [バイト数]	ファイル名
	総合振込明細[120]	50200121XX00		振込入金明細[200]	50200001XX00
給与振込明細[120]	50200111XX00	入出金明細[200]	50200003XX00		
賞与振込明細[120]	50200112XX00	預金残高[200]	50200004XX00		
地方税納付明細[120]	50000801XX00	預金口座振替結果明細[120]	50200191XX00		
海外送金明細[250]	50200435XX00				
預金口座振替請求明細[120]	50200191XX00				

照合ファイル	利用業務 [バイト数]	ファイル名	受付状況照会	利用業務 [バイト数]	ファイル名
	総合振込明細[120]	50209121XX00		総合振込[120]	50208121XX00
	給与振込明細[120]	50209111XX00		給与振込[120]	50208111XX00
	賞与振込明細[120]	50209112XX00		賞与振込[120]	50208112XX00
	預金口座振替請求明細[120]	50209191XX00	預金口座振替請求[120]	50208191XX00	

チェック結果ファイル	利用業務	ファイル名
	総合振込	50205121XX00
	給与振込	50205111XX00
	賞与振込	50205112XX00
		(XX: サイクル番号)

4. 通知明細のテキスト長

通知サービス	利用業務 [バイト数]	テキスト長	
		一般公衆	I S D N (A D P)
	振込入金明細[200]	200	2000
	入出金明細 [200]	200	2000
	預金残高 [200]	200	800
	預金口座振替結果明細[120]	240	2040

5. 伝送終了区分・再送単位

伝送終了区分	再送単位
閉局電文型	全データ再送式

6. 当行の連絡先

部署名	担当者名	電話番号
取りまとめ店	為替(カワセ)担当役職者	